

## 1. 重要な会計方針

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則及び手続は次のとおりであります。

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 総平均法による原価法  
その他有価証券 時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)  
時価のないもの …………… 総平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ・ 貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法  
販 売 用 不 動 産 …………… 個別法による原価法

### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

### (4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 スパリゾートハワイアンズの施設、賃貸用ビル、ゴルフ事業資産は定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。  
無 形 固 定 資 産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (5) 繰延資産の償却方法 社債発行費については、商法施行規則に基づく最長期間（3年）で均等償却しております。

### (6) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超過するため資産の部に前払年金費用を計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

### (7) リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

### (9) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 貸借対照表の注記

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権 | 3,021 百万円 |
| 子会社に対する短期金銭債務     | 399 百万円   |
| 子会社に対する長期金銭債務     | 77 百万円    |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,081 百万円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、スバリゾートハウイアonzの施設の一部については、リース契約により使用しております。
- (4) 担保に供している資産
- |        |            |
|--------|------------|
| 有価証券   | 34 百万円     |
| 有形固定資産 | 40,603 百万円 |
| 投資有価証券 | 3,743 百万円  |
- (5) 保証債務 2,004 百万円
- (6) 投資有価証券のうち 1,013 百万円につきましては貸株に供しており、その担保として受け入れた金額を「預り金」に 841 百万円計上しております。
- (7) 受取手形割引高 224 百万円
- (8) 商法施行規則 124 条第 1 項第 3 号に規定する純資産額は 1,668 百万円であります。
- (9) 役員退職慰労引当金は、商法施行規則第 4 3 条に規定する引当金であります。
- (10) 取締役等に対する長期金銭債務 2 百万円
- (11) 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号及び平成 13 年 6 月 29 日公布法律第 94 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- ・再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号及び平成 11 年 3 月 31 日公布政令第 125 号）第 2 条第 5 号に定める鑑定評価、及びその他の土地については第 4 号に定める地価税の計算により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。
  - ・再評価を行なった年月日 平成 14 年 3 月 31 日  
再評価を行った土地の当期末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を 3,331 百万円下回っております。

## 3. 損益計算書の注記

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 子会社との取引高 |           |
| 売    上    高  | 313 百万円   |
| 仕    入    高  | 3,613 百万円 |
| 営業取引以外の取引高   | 219 百万円   |
- (2) 1 株当たり当期純利益 7 円 0 1 銭（自己株式を控除した期中平均発行済株式数による）